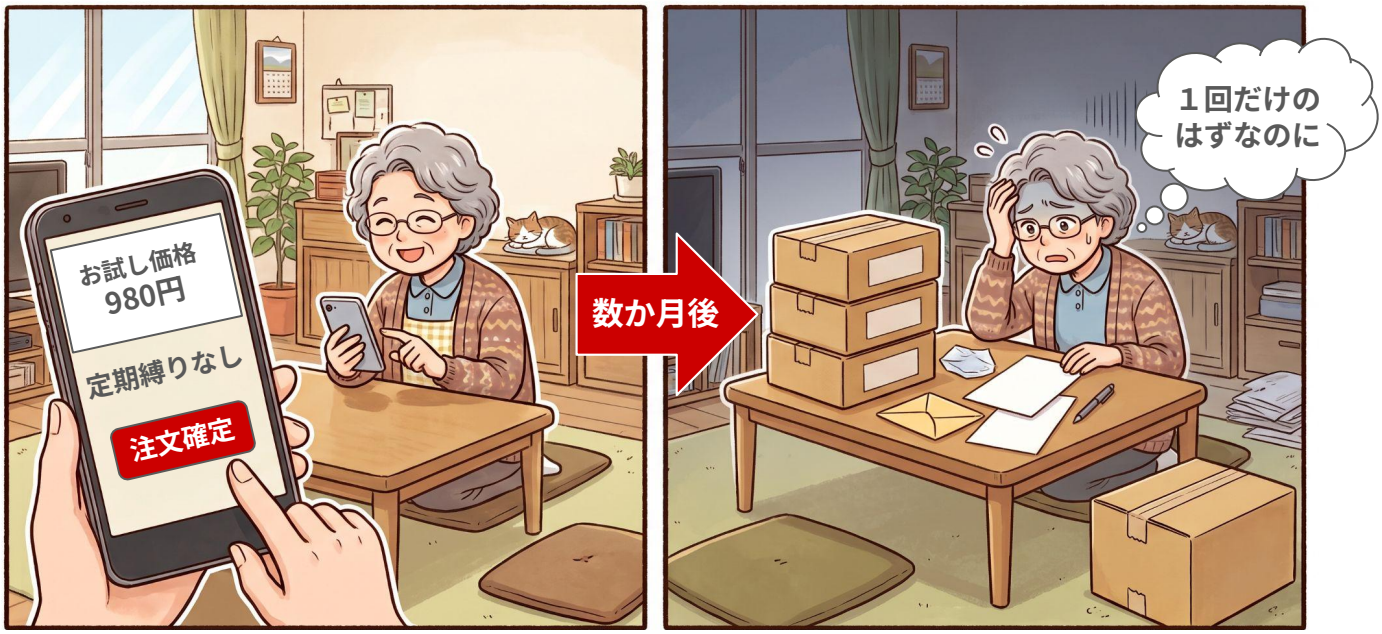
みまもり通信 <2026年9月号> その209



SNSで最新情報発信中！

X　Instagram

その購入、本当に１回だけですか？



① 「定期縛りなし」の記載があっても自動継続に注意。
必ず規約の確認を！

② 注文前には、必ず注意書きや「最終確認画面」を細部まで
チェック！

③ 「いつでも解約可」でも、購入回数の縛りがないか確認！

④ 契約条件の記載や業者とのやり取りはスクリーンショット
で保存！

※最終確認画面とは
注文を確定するボタンを押す直前に、注文内容や契約条件に間違いがないか最終チェックをするための画面

トラブルの相談は早めに消費者センター(TEL728-2121)または消費者ホットライン(TEL188)へ

発行：札幌市消費者センター 消費者被害防止ネットワーク事業　2026年9月15日

裏面にも情報あり！

【相談件数が急増した商品・役務】

● 賃貸アパート（６月:103件 ➡ ７月:123件）

相　談

新築賃貸アパートに4年3か月居住し退去した。ペット可の物件で猫を飼育。管理会社から敷金（7.5万円）を引いても20万円を超える見積りが届いた。立会い時に指摘のない箇所の請求や、保証会社経由の督促に不信感がある。クッションフロア張替費15万円等に対し、経年劣化を考慮するようメールしたが返信がない。今後の対応について助言が欲しい。

助　言

国土交通省のガイドラインに基づき、詳細な見積りを再請求し、説明を求めるよう助言した。故意・過失があっても経年劣化は考慮されるべきであり、減額を交渉するよう伝えた。また、借主の同意がない代位弁済は不適切であることを説明し、合理的な範囲で負担するよう交渉を促した。トラブルが解決しない場合は専門家に相談するよう伝え、無料法律相談の情報を提供した。





訪問販売お断りステッカーを貼ると、「訪問による販売活動を拒絶する意思表示をしている」ことになり、これを無視して強引な訪問販売をすることは札幌市の条例違反となります。ご希望の方は、札幌市消費生活課（TEL211-2245）までご連絡ください。